

新規雇用1名につき  
**最大120万円!**

県の補助制度との併用可能!

# 本社機能移転支援

対象者	熊本市内に事業所を新設・増設する企業 (賃借の場合、業歴3年以上が対象となります。)	
対象区分	新設・増設	
対象事業・施設	事業	施設
	本社機能の移転又は拡充を主な内容とする事業	○事務所 (調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門) ○研究所 ○研修所
条件1	常用従業員(※1)の増加 ①移転型 5人(中小企業者(※2)以外は10人)以上 ②拡充型 20人以上	移転型…市内に本社又は本店所在地を有しない法人が上記施設を移転 拡充型…市内に本社又は本店所在地を有する法人が上記施設を拡充
条件2	投下固定資産取得額 1,000万円(中小企業者以外は2,000万円)以上	
交付内容	種類	限度額
	1.用地取得等補助金 ・土地取得費の15%(★10%) ・賃料(土地・建物)の1/2(★1/3)の36ヶ月分 ※敷金、共益費等を除く 賃料分の補助金の支払いは、12ヶ月分×3回	6,000万円(年間2,000万円) (★3,000万円(年間1,000万円))
	2.設備投資補助金 投下固定資産(建物、償却資産)取得額の 移転型 15%(★4~5%) 拡充型 4~5%(★4~5%) ※投下固定資産取得額の合計が1億円(中小企業者以外は3億円)以上の場合のみ交付	/
	3.雇用促進補助金 新規等常用従業員(※3)1人につき 移転型 拡充型 ①正社員 100万円/年 80万円/年 } 移転型・拡充型ともに、 ②転換正社員 60万円/年 40万円/年 } ①②の合計が20人以上 ③正社員以外 10万円/年 10万円/年 } の場合は+20万円 (3年間適用。2年目・3年目は、前年からの増加分について交付)	
4.クラウドサービス支援補助金 ・クラウドサービス利用に係る経費の1/3を36ヶ月分 ※トータル経費が300万円未満の場合は対象外	1,000万円	
限度額(全体)	移転型 10億円(※4) 拡充型 1億円	

★ 補助対象正社員数が5人未満の場合

- ※1 常用従業員 指定対象施設での就労に従事し、次のいずれの要件も満たす者
- ・本県内に住所を有する者
  - ・社会保険(健康保険)の被保険者であること
  - ・派遣労働者又は対象事業者以外の事業者からの出向者等でないこと
- ※2 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
- ※3 新規等常用従業員 ※1のうち、以下のいずれかに該当し、各基準日時点において、指定対象施設での就労期間と本市内に住所を有する期間がいずれも1年以上である者
- ・指定申請日以後に指定対象施設で就労させるために新たに雇い入れた者
  - ・本市外の施設等から指定対象施設で就労するために転入してきた者
  - ・指定申請日以後に正社員に昇格した者
- ※4 各年度あたりの交付額は、1億円を上限とする。

## 熊本市企業立地推進課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1  
TEL: 096-328-2386 FAX: 096-324-7004  
E-mail: kigyouritti@city.kumamoto.lg.jp

## 熊本市首都圏企業誘致センター

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1  
TEL: 03-3262-3840 FAX: 03-3237-1090  
E-mail: toukyoujimusho@city.kumamoto.lg.jp